

1 改正の趣旨

- くまもと新時代の実現に向けて、スピード感を持って、知事マニフェストに掲げた政策の実行に取り組んでいくため、令和6年10月に組織改正を行い、円滑な政策の執行体制を整備するもの

2 改正の概要

※詳細は別紙参照

(1) 観光戦略部を改編し「観光文化部」を新設

- 観光と文化芸術の振興を一体的かつ戦略的に推進するため、部を改編し、**「観光文化部」を新設**（部名の改称）
- 企画振興部が所管する「文化振興」を観光担当部に移管。部の改編と併せて、部内の課も改編
 - ・ 交流人口の拡大と文化芸術の振興の一体的な総合企画・調整を担う**「観光文化政策課」を新設**（課名の改称）
 - ・ 観光施策の企画及び国内外からの誘客推進を一体的に担う**「観光振興課」を改編**（観光企画課との統合）
 - ・ 国際スポーツ大会の誘致やスポーツ施設のあり方検討などスポーツを通じた交流促進を専任する**「スポーツ交流企画課」を新設**

(2) 農林水産部と商工労働部との共管局「食のみやこ推進局」を新設

- 県産品の更なる販路拡大に向け、商工労働部のノウハウやネットワークを取り入れながら、熊本の豊かな食文化を活かした農林畜水産物の高付加価値化を進め、「食のみやこ熊本県」を創造するため、農林水産部と商工労働部が共管する**「食のみやこ推進局」を新設**し、「流通アグリビジネス課」及び「販路拡大ビジネス課」を所管

(3) 知事公室に「国際課」及び「国際・くまモン局」を新設

- 知事のリーダーシップの下、国際ビジネス戦略を強力に推進するため、外事や国際交流をはじめ、国際線振興、インバウンド誘致、外国人材受入れ等の全庁的な国際政策の司令塔の役割を担う**「国際課」及び「国際・くまモン局」を知事公室に新設**
- 観光戦略部が所管する「国際関連業務」を知事公室に移管

(4) 農林水産部に「担い手支援課」及び「農地農振室」を新設

- 農林畜水産業の担い手の確保・育成を強化するため、農地・担い手支援課を分割し、**「担い手支援課」を新設**するとともに、農業振興と企業進出の両立を重点的に推進するため、「農村計画課」に**「農地農振室」を新設**

(5) 企画振興部に「阿蘇草原再生・世界遺産推進課」及び「地域振興・世界遺産推進局」を新設

- 阿蘇の草原再生及び世界文化遺産登録に向けた推進体制を強化するため、課名を改称し専任課として**「阿蘇草原再生・世界遺産推進課」を新設**し、併せて局名を**「地域振興・世界遺産推進局」に改称**

3 改正日

- 令和6年10月15日（火）